

令和8年度 松代中学校「いじめ防止基本方針」

はじめに

当校のいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、この「十日町市立松代中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

1 いじめの防止等のための基本的な方針

(1) いじめに対する基本的な考え方

① いじめの定義

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係 ※1にある他の児童等が行う心理的又は、物理的な影響 ※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないように努める。

<いじめ類似行為の定義>

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。

② 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、当校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

③ いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

④ 学校の責務

いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことへの理解を促していくことが必要である。そのため、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。また、係る記録は5年間保存し、適切に引き継いだり、情報提示したりできる体制をとる。

重大ないじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行う。

(2) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置についての取組について評価項目に位置付けて定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。
- ④ 見直しに当たっては、保護者、地域住民、関係機関等の意見を取り入れる。
- ⑤ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。
- ⑥ 保護者・地域住民に、学校はいじめの防止等の取組について、理解と協力を働きかけるため、本校のホームページに本いじめ防止基本方針を掲載する等して広報と意識啓発を行う。

2 いじめの防止等のための基本的な施策

(1) 基本となる取組

① いじめの未然防止のための取組

- ア 学校の重点目標の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめの未然防止と早期発見の対応に組織的に取り組む。
- イ 教育活動全体を通して、生徒の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係づくり能力を高める。
- ウ 道徳の時間を要として、体験活動等と関連させながら道徳教育と人権教育の充実を図る。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・学校生活アンケートによる生徒の実態把握と早期対応（毎週木曜日実施）
- ・生徒対象の教育相談を通じた調査（調査を基に教育相談を行う）
5月・7月・10月・12月・2月

イ いじめ相談体制

- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談窓口の設置と周知を図るなど、相談体制を整備する。
- ・スクールカウンセラーや市教育センター相談員と直接的に連携する。

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

① 設置の目的

法第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行なうための組織（以下「組織」という。）として、「いじめ防止委員会」を設置する。

② 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、市教育センター相談員、必要に応じて自校の教職員や外部関係者

③ 役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ・いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、当該情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。

- ④ 取組
- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
 - ・いじめの未然防止に関すること。
 - ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒や保護者・地域住民の理解を深めること。
 - ・いじめ発生時の対応に関すること。
 - ・会議は定例会（生徒指導部会）を週1回開催し、いじめ発生時は緊急に開催する。

(3) いじめ発生時の措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実を確認する。
- ② 当該情報を基に、組織としての対応策を協議して、職員の共通理解を図る。
- ③ いじめをやめさせ、いじめを受けた生徒を確実に見守って保護する。また、必要に応じ別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
- ④ いじめを受けた生徒の保護者に家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携についての保護者の意思を確認する。
- ⑤ いじめを行った生徒へ、いじめは人格を傷付ける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む指導とその保護者への助言と学校との連携を継続的に行う。
- ⑥ いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ⑦ いじめに関係する保護者に関係する情報と学校の対応を説明する。
- ⑧ その他の生徒に対して、学級指導、全校集会、部活動等において関係する生徒とその保護者のプライバシー保護に配慮し、当該事案の説明と指導を行う。
- ⑨ いじめに関係する生徒と保護者にかかわる情報を定期的に交換し、いじめの解消と再発防止を図る。
- ⑩ いじめの解消状態は、いじめの行為が止んでいること（少なくとも3か月）、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと、とする。
- ⑪ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなど重大事案については、市教育委員会及び所轄の警察署等と連携して対処する。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身または、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定する。）
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（相当の期間とは年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。）
- ③ その他、学校や市教育委員会が重大事態と判断する場合。

(2) 重大事態発生時の対応

市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

- ① 学校が調査主体となった場合の対応
 - ア 「いじめ防止等の対策のための組織」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。
 - イ 組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - エ 調査結果を市教育委員会に報告する。
 - オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
- ② 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

設置者の調査組織に必要な資料の提出など、調査に協力する。

(3) その他

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したのものとして調査・報告等に当たる。

4 いじめ防止等のための年間計画

月	教職員の取組	生徒対象	保護者・地域住民 対象
4	○学校いじめ防止基本方針の検討と理解、生徒理解の会① ○小中一貫教育の推進（通年） ○生徒の情報交換（毎週） ○いじめ対策委員会の開催（随時）	○人権教育の充実（通年） ○学級などの組織とルールづくり ○小中一貫教育の活動の充実、あいさつ運動、異学年交流（通年） ○学校生活アンケート（毎週） ○生活ガイダンスでのいじめに関する全体指導 ○教育相談	○いじめ見逃しゼロ県民運動（通年） ○いじめ防止対策の説明と広報 ○小学校と連携した小中一貫教育の推進（通年） ○学校だより・学年だよりでの通知（通年）
5	○生徒指導研修、(生徒理解の会)	○人権教育、同和教育強調週間Ⅰ ○WEBQU	
6		○教育相談 ○中越各種大会	○オープンスクール
7	○学校評価（前期）	○県総合体育大会 ○中越地区吹奏楽コンクール ○1学期の振り返り	○期末懇談 ○中越・県大会、吹奏楽コンクールへの支援 ○保護者アンケート
8	○生徒指導研修、(生徒理解の会) ○学校評価（計画の見直し）	○家庭・地域での活動の充実 ○県吹奏楽コンクール	○家庭・地域での健全育成
9		○体育祭 ○小6部活動交流会 ○教育相談	○学校公開（体育祭）
10	○生徒指導研修	○小6体験入学① ○中越地区駅伝大会 ○総合学習、合唱発表会	○中越地区駅伝大会への支援 ○学校公開（総合学習、合唱発表会）
11		○人権教育、同和教育強調週間Ⅱ ○いじめ見逃しゼロ集会 ○WEBQU ○教育相談	○総合学習、合唱発表会やいじめ見逃しゼロスクール集会の広報
12	○学校評価（後期）	○2学期の振り返り	○期末懇談 ○保護者アンケート
1		○中越地区・県中学校スキー大会 ○小6体験入学②	○地区・県スキー大会への支援 ○中学校入学の説明会
2	○学校評価（今年度の評価の改善）	○卒業・進級に向けた取組 ○教育相談	
3	○学校評価（次年度の計画）	○年度の振り返り ○卒業式 ○修学旅行 ○進級式（振り返り）	○卒業式 ○保護者アンケート

【対応の基本の流れ（例）】 Aより担任に「Bからいじめを受けた」との訴えがあった

学級担任

↓ 報告 その日のうちに (金曜日夜であってもその日のうちに報告を行う)

生徒指導主事

↓ 報告 その日のうちに

校長・教頭

↓ 指示 その日のうちに 報告

生徒指導主事 → 学級担任 週末の場合でも、土曜日に家庭訪問を行う。 → 校長・教頭

↓ 開催指示 その日 時間が遅い場合は、翌日

いじめ対策委員会 その日 時間が遅い場合は、翌日

○対応協議

- ・事実確認・報告
- ・Aへのケアについて
- ・Bへの指導について
- ・周りの児童への聞き取り
- ・A保護者への報告・対応について
- ・B保護者への報告・助言について
- ・学級への指導、学年への指導、全校への指導
- ・保護者への啓発

○市教育委員会への速報について

↓

学級担任・養護教諭・スクールカウンセラー等

Aの状況見取りと心のケアを実施

教頭・教務主任・生徒指導主事

Bの状況の見取りと指導を実施

↓

↓ 報告

生徒指導主事

↓

※保護者への対応

↓ 報告

校長・教頭

↓

教頭・学級担任等 → A保護者への報告・対応説明（家庭訪問） 速やかに（翌日までに）

教頭・学級担任等 → B保護者への報告・助言（家庭訪問） 速やかに（翌日までに）

※市教育委員会への対応

教頭 → 市教育委員会へ速報 速やかに（翌日までに）

↓ 対応

学級担任・学年主任・生徒指導主事

- 学級・学年・全校で再発防止の指導
Aの学級受入体制についての指導
AとBとの関わりについて指導
- 保護者会等で、再発防止の啓発を実施

校長 → 学校便り等で、再発防止の記事を掲載

※全職員で継続して観察を行う。

いじめ解消の判断は当該児童・保護者、いじめ対策委員会、全職員により、慎重に行う。
学校として一体となって。親身になって。地域も含め、みんなの目で見て、見逃さない。

【今週の学校生活を振り返って】 ～学校生活アンケート、毎週木曜日の終学活時に実施～

年 番 氏名 () 月 () 日 () 曜日

(1) 学校が楽しい。

- ①楽しい ②まあ楽しい ③あまり楽しくない ④楽しくない

選んだ理由

(2) みんなで何かをするのは楽しい。

- ①楽しい ②まあ楽しい ③あまり楽しくない ④楽しくない

(3) 授業がわかる。

- ①わかる ②まあわかる ③あまりわからない ④わからない

(4) 心配なこと、気になることがある。

- ①ない ②ほとんどない ③少しある ④ある

「ない」以外を選んだ理由

(5) 今週、一番印象深かったことは何ですか。良いこと、悪いこと、どちらでもいいです。

良いこと 悪いこと (どちらかに○をして)